

岐阜県揖斐総合庁舎広告掲出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岐阜県揖斐総合庁舎に広告（第3条第1項に規定する広告の掲出場所以外の場所に掲出を許可された広告を除く。以下同じ。）を掲出するのに必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 広告の掲出は、広告を表示する者（以下「広告主」という。）に広告媒体を提供することにより、岐阜県（以下「県」という。）の新たな財源確保を行い、もって県民サービスの向上を図ることを目的とする。

(広告掲出場所等)

第3条 広告の掲出場所、規格等については、あらかじめ所管する総務部長と協議の上、揖斐県事務所長が別に定める。

2 広告の掲出場所を屋外（建物の外壁を含む。）に定めようとする場合は、岐阜県屋外広告物条例（昭和39年岐阜県条例第47号）等の規定に違反していないことを確認の上定めなければならない。

(広告掲出の対象)

第4条 次の各号のいずれかに該当する業種又は事業者に係る広告は、掲出の対象としない。なお、広告の掲出中においてこれらに該当するに至った場合も同様とする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業その他の営業に該当するもの
- (2) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業に該当するもの
- (3) 岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領及び岐阜県森林整備業務請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領に基づく資格停止を受けているもの並びに岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加停止措置要領に基づく指名停止を受けているもの
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）及び次のアからケまでのいずれかに該当するもの
 - ア 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - イ 役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、法人以外の団体にあっては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与していると認められる個人又は法人その他の団体（以下「法人等」という。）
 - ウ 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用していると認められる個人又は法人等
 - エ 役員等がその属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなく

なった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)を利用するなどしていると認められる個人又は法人等

オ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる個人又は法人等

カ 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる個人又は法人等

キ 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる個人又は法人等

ク 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用していると認められる個人又は法人等

ケ ウからクまでのいずれかに該当する者を下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等の相手方とし(クに該当する場合を除く。)、県が当該契約の解除を求めたにもかかわらずこれに従わない個人又は法人等

(5) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成15年法律第83号)第2条第2号に規定するインターネット異性紹介事業に該当するもの

(6) 調査会社、探偵事務所等に関するもの

(7) 特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)第33条第1項に規定する連鎖販売取引、同法第51条第1項に規定する業務提供誘引販売取引その他これらに類する取引に関するもの

(8) 割賦販売法(昭和36年法律第159号)第11条に規定する前払式割賦販売その他これに類する営業(経済産業大臣の許可を受けたものを除く。)に関するもの

(9) 医療行為に類似したサービス又は医療用器具に類似した商品に関するもの

(10) 行政庁から営業停止その他の不利益処分を受けているもの

(11) 行政機関等からの指導による改善がなされていないもの

(12) 県税を滞納しているもの

(13) 前各号に掲げるもののほか、広告掲出の対象とすることが適当でないと認められるもの

2 広告の内容は、県行政の公共性、品位及び信頼性を損なうおそれがなく、かつ、県民に不利益を与えないものとし、その内容が次の各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれがあるときは、広告掲出の対象としない。

(1) 法令、条例、規則、通達等に違反するもの

(2) 公序良俗に反しているもの又は青少年の健全な育成を阻害するもの

(3) 基本的人権や他の者の権利等を侵害するもの

(4) 政治性や宗教性のあるもの

(5) 虚偽であるもの又は誤認されるおそれのあるもの

(6) 内容又は責任の所在が不明確なもの

(7) 意見広告(社会問題その他についての主義又は主張に当たるもの)

(8) 個人の氏名広告

(9) 比較広告

(10) 良好な景観の形成又は風致の維持等を害するもの

(11) 前各号に掲げるもののほか、広告掲出の対象とすることが適当でないもの

3 前項各号に掲げる内容に係る基準(以下「広告取扱基準」という。)は、揖斐県事務所長が別に定める。

(広告を掲出する期間)

第5条 広告を掲出する期間は、1か月を単位として、広告掲出の申込みのあった期間とする。

(広告掲出料等)

第6条 広告掲出料は、揖斐県事務所長が別に定める。

2 広告主は、知事の発する納入通知書により、指定期日までに広告掲出料を納入しなければならない。

(広告掲出希望者の募集)

第7条 広告の掲出を希望する者(以下「広告掲出希望者」という。)の募集は、募集の条件等を明示した募集要領(以下「募集要領」という。)を定め、県の公式ウェブサイト等に掲載することにより公募するものとする。

2 前項の規定による公募は、広告枠を新たに設置したとき又は広告枠に空きが生じたときに随時行うことができるものとする。

(広告掲出の申込み)

第8条 広告掲出希望者は、広告掲出申込書(第1号様式)により、揖斐県事務所長に申し込まなければならない。

2 揖斐県事務所長は、前項の規定による申込みがあった場合で必要があると認めるときは、広告掲出希望者に対し、資料の提出を求めることができる。

(広告主の選定及び通知)

第9条 揖斐県事務所長は、広告掲出希望者から前条第1項の規定による申込みがあったときは、当該広告掲出希望者及び広告の内容について、第4条の規定に該当するかどうかを審査した上で、広告主を選定するものとする。

2 前項の規定による審査の結果選定された広告主の数が広告枠数を超える場合は、県内に事務所等を有する者を優先して選定するものとする。この場合において、同順位の広告掲載希望者が複数あるときは、申込みに係る掲出希望枠数及び掲出希望の延べ月数が多い者を優先して選定することができる。

3 前項の規定により選定した広告主の数がなお広告枠数を超える場合は、抽選により選定するものとする。

4 揖斐県事務所長は、前3項の規定により選定した広告主に対し、第2号様式により広告掲出の決定を通知するものとする。

(広告審査会)

第10条 前条第1項の規定による審査を行うため、岐阜県揖斐総合庁舎広告審査会(以下「広告審査会」という。)を設置し、その事務局を揖斐県事務所振興防災課に置く。

2 広告審査会の委員長は揖斐県事務所長を、委員は揖斐県事務所副所長、振興防災課長、出納課長、環境課長及び福祉課長をもって充てる。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、揖斐県事務所副所長がその職務を代理する。

(会議)

第11条 広告審査会は、広告の掲出の可否について疑義が生じる等、委員長が必要と認

めたときに委員長が招集する。

- 2 広告審査会の会議は、委員の過半数の出席により成立する。
- 3 広告審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に会議への出席を依頼し、説明を求めることができる。
- 5 委員長は、緊急その他やむを得ない理由により会議を開催することができないと認めるときは、書類の回議をもって会議の開催に代えることができる。

(契約の締結)

第12条 揖斐県事務局長は、第9条第4項の規定により広告掲出の決定を通知したときは、第3号様式により広告主と広告掲出に係る契約を締結するものとする。

(契約の更新)

第13条 前条の契約は、県及び広告主の合意により、1年間に限り更新することができるものとする。

(広告の提出及び確認)

第14条 広告主は、第9条第4項の規定による通知において定めた提出期限までに広告を提出しなければならない。

- 2 広告の作成等に係る経費は、広告主が負担するものとする。
- 3 揖斐県事務局長は、第1項の規定による広告の提出があった場合は、広告の内容等が、広告掲出申込書に記載された内容と相違なく、かつ、本要綱及び募集要領に適合していることを確認しなければならない。
- 4 揖斐県事務局長は、前項の規定による確認の結果、広告の内容等が適切でないとき認めるときは、広告主に対し修正等を求めることができ、広告主は、これに応じなければならない。広告の掲出後においても同様とする。

(広告の変更)

- 第15条 広告主は、広告掲出期間が複数月の場合は、当該広告の内容を、原則として、1か月単位で変更することができる。
- 2 広告主は、前項の規定により広告の内容を変更しようとするときは、県にあらかじめ協議の上、広告の内容を変更しようとする月の掲出開始日から起算して10日前までに、広告を提出しなければならない。
 - 3 前項の規定により提出された広告の内容の確認等については、前条第2項から第4項までの規定を準用する。

(契約の解除等)

第16条 県は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲出期間中であっても広告主への催告等を行わずに契約を解除し、又は広告の掲出を一時中止することができる。

- (1) 指定する期日までに掲出する広告の提出がないとき。
- (2) 広告主が県の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。
- (3) 広告主が社会的信用を損なうような不祥事を起こしたとき。
- (4) 広告主の倒産、破産等により広告を掲出する必要がなくなったとき。
- (5) 広告主が書面により掲出の取下げを申し出たとき。

- (6) 広告主が指定する期日までに広告掲出料を納入しなかったとき。
 - (7) 広告主が第14条第4項の規定による修正等の求めに応じないとき。
 - (8) 広告主又は広告の内容等が本要綱、広告取扱基準又は募集要領に抵触する事実が判明したとき。
 - (9) 県の業務上やむを得ない事由が生じたとき。
- 2 県は、前項の規定による契約の解除又は広告掲出の一時停止（以下「契約の解除等」という。）をしたときは、当該広告主に対し、理由を付してその旨を通知するものとする。
- 3 県は、契約の解除等により広告主が損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わない。

（広告主からの解除の申出）

第17条 広告主は、自己の都合により契約を解除するときは、書面により県に申し出なければならない。

- 2 県は、前項の規定による申出があったときは、直ちに、掲出した広告を撤去し、契約を解除するものとする。

（広告掲出料の返還）

第18条 既に納付した広告掲出料は、返還しない。ただし、広告主の責めに帰さない事由により広告を掲出しなかったときは、その全部又は一部を返還することができる。

- 2 前項ただし書の規定にかかわらず、エレベーターの壁面を媒体とする広告について、県が平日の開庁日においてエレベーターの運営を一時停止した場合であって、その理由が次の各号のいずれかであるとき（一時停止の期間が1か月につき2日以内の場合に限る。）は、その広告掲出料を返還しないものとする。

(1) 機器の保守又は工事

(2) 天災、事変その他の非常事態の発生

- 3 返還する広告掲出料については、掲出しなかった日数に応じて日割計算により算出し、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

- 4 返還する広告掲出料には、利子を付さない。

（広告主の責務）

第19条 広告主は、広告の内容等掲出された広告に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 広告主は、第三者から広告に関連して苦情の申立て、損害賠償の請求等がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

（協議）

第20条 本要綱、広告取扱基準及び募集要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、県及び広告主が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

（裁判管轄）

第21条 この要綱に定める広告掲出に関する訴訟については、岐阜地方裁判所を第1審の裁判所とする。

附 則

この要綱は、令和6年 3月 1日から施行する。

(第1号様式)

広告掲出申込書

岐阜県揖斐総合庁舎広告掲出要綱第8条第1項の規定に基づき、広告掲出を次のとおり申し込めます。

なお、申込みに当たり、次の事項を誓約します。

- 1 この申込書及びその添付書類については、事実と相違ありません。
- 2 岐阜県揖斐総合庁舎広告掲出要綱及び岐阜県揖斐総合庁舎広告取扱基準を遵守します。
- 3 岐阜県が、申込内容について岐阜県揖斐総合庁舎広告掲出要綱等に適合しているか必要な調査を行うことに同意します。
- 4 県税の未納は、ありません。

年 月 日

揖斐県事務所長 様

申込者
住所 〒
商号又は名称
代表者氏名

記

- 1 掲出を希望する媒体の名称
- 2 掲出希望期間
- 3 掲出希望枠数
- 4 広告主の会社概要が分かるウェブサイトURL
※ない場合は、業務内容が分かる資料を提出してください。
- 5 連絡先
 - (1) 担当部署及び担当者氏名
 - (2) 電話番号及びFAX番号
 - (3) 電子メールアドレス
- 6 添付文書
 - (1) 広告図面及び説明書等
 - ・ 広告図案（イメージ、スケッチ等）、文面（原稿案等）、説明書等

注 この書式は、例示であり、広告媒体の特性又は申込対象の事情等に応じ、必要な事項を追加し、又は削除して使用すること。

(第2号様式)

〇〇第△△号
年 月 日

(申 込 者) 様

揖斐県事務所長

[基準に適合する者に対する通知文例]

広告掲出の決定について (通知)

〇〇〇〇年〇月〇〇日付けで申込みのありました広告については、岐阜県揖斐総合庁舎
広告掲出要綱及び岐阜県揖斐総合庁舎広告取扱基準に適合するものと認め、掲出すること
に決定しましたので通知します。

つきましては、下記の書類を〇〇〇〇年〇月〇日 (期限厳守) までに提出してください。

記

- 1 契約書 (第3号様式)
- 2 掲出する広告物
※あわせて画像、写真等の電子データをメールで提出してください。

[基準に適合しない者に対する通知文例]

広告の掲出について (通知)

〇〇〇〇年〇月〇〇日付けで申込みのありました広告については、掲出しないこととな
りましたので、通知します。

記

掲出しない理由

連絡先：岐阜県揖斐県事務所 振興防災課 管理調整係 電話番号 0585-23-1111 (内 203)

注 この書式は、例示であり、広告媒体の特性又は申込対象の事情等に応じ、必要な事項
を追加し、又は削除して使用すること。

(第3号様式)

岐阜県揖斐総合庁舎広告掲出契約書

岐阜県(以下「甲」という。)と【広告事業者】(以下「乙」という。)とは、岐阜県揖斐総合庁舎に乙が作成した広告を掲出することについて、次の条項により契約を締結する。

(信義誠実の義務)

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(掲出場所等)

第2条 乙が作成した広告の掲出場所等は、次のとおりとする。

施設名称：

所在地：

掲出場所：

広告規格：

(広告事業者)

第3条 乙は、次のいずれの業種又は事業者にも該当してはならない。なお、広告の掲出中においてこれらに該当するに至った場合も同様とする。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)

第2条に規定する風俗営業その他の営業に該当するもの

(2) 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条第1項に規定する貸金業に該当するもの

(3) 岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領及び岐阜県森林整備業務請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領に基づく資格停止を受けているもの並びに岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加停止措置要領に基づく指名停止を受けているもの

(4) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)及び次のアからケまでのいずれかに該当するもの

ア 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

イ 役員等(法人にあっては役員及び使用人(支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者(営業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。))をいう。以下同じ。)を、法人以外の団体にあっては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人をいう。以下同じ。)が暴力団員であるなど、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与していると認められる個人又は法人その他の団体(以下「法人等」という。)

ウ 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用していると認められる個人又は法人等

エ 役員等がその属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等(暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)を利用するなどしていると認められる個人又は法人等

オ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認め

られる個人又は法人等

カ 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる個人又は法人等

キ 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる個人又は法人等

ク 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用していると認められる個人又は法人等

ケ ウからクまでのいずれかに該当する者を下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等の相手方とし（クに該当する場合を除く。）、県が当該契約の解除を求めたにもかかわらずこれに従わない個人又は法人等

- (5) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条第2号に規定するインターネット異性紹介事業に該当するもの
- (6) 調査会社、探偵事務所等に関するもの
- (7) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条第1項に規定する連鎖販売取引、同法第51条第1項に規定する業務提供誘引販売取引その他これらに類する取引に関するもの
- (8) 割賦販売法（昭和36年法律第159号）第11条に規定する前払式割賦販売その他これに類する営業（経済産業大臣の許可を受けたものを除く。）に関するもの
- (9) 医療行為に類似したサービス又は医療用器具に類似した商品に関するもの
- (10) 行政庁から営業停止その他の不利益処分を受けているもの
- (11) 行政機関等からの指導による改善がなされていないもの
- (12) 県税を滞納しているもの
- (13) 前各号に掲げるもののほか、広告掲出の対象とすることが適当でないと認められるもの

（広告の内容及び基準）

第4条 乙は、掲出する広告の内容について、県行政の公共性、品位及び信頼性を損なうおそれがなく、かつ、県民に不利益を与えないものとし、その内容が次の各号のいずれにも該当しない又は該当するおそれがない広告を掲出しなければならない。

- (1) 法令、条例、規則、通達等に違反するもの
 - ア 法令等により製造、販売、提供等を行うことが禁止されている商品又はサービス（以下「商品等」という。）を提供するもの
 - イ 法令等に基づく許可等を受けていない商品等を提供するもの
 - ウ その他粗悪品等広告掲出が適当でないと認められる商品等の提供に係るもの
- (2) 公序良俗に反しているもの又は青少年の健全な育成を阻害するもの
 - ア 麻薬、覚醒剤その他の薬物の乱用、暴力、とばく、売春等の行為を肯定し、又は美化したもの
 - イ 醜悪、残虐又は猟奇的なもの
 - ウ 裸体又は水着姿等性的感情を刺激するもので広告に表示する必然性のないもの
 - エ その他社会的秩序を乱すおそれがあるもの
- (3) 基本的人権や他の者の権利等を侵害するもの
 - ア 人種、性別、心身の障がい等に関する差別的な内容を含むもの
 - イ 他の者をひぼうし、又は中傷するもの
 - ウ 他の者の名誉を毀損し、プライバシーを侵害し、信用を害し、又は業務を妨害するもの

- エ 他者の氏名若しくは名称、写真、談話又は商標、著作権その他の財産権を無断で使用しているもの
- (4) 政治性や宗教性のあるもの
 - ア 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
 - イ 政治団体の政治活動（選挙運動）に係るもの
 - ウ 宗教団体の布教活動に係るもの
- (5) 虚偽であるもの又は誤認されるおそれのあるもの
 - ア 出典を明示しないで統計、文献、専門用語等を引用することにより、当該広告に係る商品等が実際よりも優位又は有利であるかのように表現しているもの
 - イ 取引に関する条件等について、実際よりも優位又は有利であるかのように表現しているもの
 - ウ 誇大な表現を含むもの
例：「日本一」、「一番安い」等（掲出に際しては根拠となる資料を要する。）
 - エ 投資信託等に係るものであって、元本等が保証されているように表現しているもの又はそのように誤認させるもの
 - オ 他人名義で行っているもの
- (6) 内容又は責任の所在が不明確なもの
 - ア 広告主の氏名又は名称、所在地、連絡先等当該広告に係る責任の所在を明確にするための事項が明示されていないもの
 - イ 広告であることが不明確であるもの
 - ウ 代理店の募集、会員の募集、副業、内職等に係るものであって、その目的、内容等が不明確であるもの
 - エ 通信販売に係るものであって、連絡先並びに当該広告に係る商品等の名称、内容、価格、数量、送料、引渡し及び返品条件、支払方法等が不明確であるもの
 - オ 通信教育、講習会若しくは塾に係るもの又は学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校に類似する名称を用いたものであって、その実態、内容等が不明確であるもの
- (7) 意見広告（社会問題その他についての主義又は主張に当たるもの）
- (8) 個人の氏名広告
- (9) 比較広告
 - ア 自己の供給する商品等について、これと競争関係にある特定の商品等を比較対象商品等として明示し、又は暗示するもの
 - イ 二重価格表示があるもの
- (10) 良好な景観の形成又は風致の維持等を害するもの
 - ア 色又はデザイン等が景観と著しく違和感がある、意味が不明である等公衆に不快感を起こさせるもの
 - イ 自動車等運転者の誤解を招き、又は注意力を散漫にするおそれがある等、交通安全を阻害するおそれのあるもの
例：「4コマ漫画」、「絵柄や文字等が過密である」等
- (11) 前各号に掲げるもののほか、広告掲出の対象とすることが適当でないもの
 - ア 県が広告主を支持し、又は当該広告に係る商品等を推奨し、若しくは保証しているかのような表現のもの（県が別に認証等を行っている商品等に係るものを除く。）
 - イ 県の品位を損なうようなもの
 - ウ 詐欺的なもの又はいわゆる不良商法とみなされるもの
 - エ 投機又は射幸心をあおるもの

例：「最後のチャンス（今購入しないと次はないという意味）」、「あなただけ」等

オ 非科学的なもの又は迷信に類するものであって、県民を惑わせ、又は不安にさせるおそれがあるもの

カ 謝罪、釈明等に関するもの

キ 世論が大きく分かれている事項に関するもの

ク 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第31条第1項の協定若しくは規約若しくはこれらに準ずる業界別の協定若しくは規約に違反するもの又はこれらに照らして不適切なもの

ケ 人事募集又は解雇広告に関するもの

コ たばこに関するもの

サ 私設私書箱及び電話代行サービス等に関するもの

シ 債権取立て、示談引受け等に関するもの

ス 通貨及び郵便切手の複写を使用したもの

セ 尋ね人、養子縁組等に関するもの

2 甲は、乙が作成した広告の内容が前項各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれがあると判断したときは、乙に対し広告の内容の修正、削除等を求めることができる。

（広告掲出期間）

第5条 広告掲出期間は、〇〇 年 月 日から〇〇 年 月 日までとする。

（契約の更新）

第6条 本契約は、甲乙合意の上、1年間更新することができるものとする。

（広告掲出料）

第7条 広告掲出料は、金【広告料（消費税込）】 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金【広告料に応じた消費税額】円）とする。

（契約保証金）

第8条 契約保証金は、免除とする。

（広告掲出料の支払）

第9条 甲は、第7条に定める広告掲出料について、乙に納入通知書を送付するものとする。

2 乙は、前項の納入通知書により、指定期日までに甲に広告掲出料を納入しなければならない。

（違約金）

第10条 乙は、前条第2項の規定により甲が定める納入期限までに広告掲出料を納入しなかったときは、当該期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、広告掲出料のうち未納金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額（100円未満の端数があるときはこれを切り捨て、算出金額が1,000円未満であるときはその全額を切り捨てる。）を遅延利息として甲に納入するものとする。

（権利譲渡等の禁止）

第11条 乙は、この契約によって生じる権利等を譲渡し、又はその権利等を担保に供することができない。

（広告の変更）

第12条 乙は、当該広告の内容を、原則として、1か月単位で変更することができる。

2 乙は、前項の規定により広告の内容を変更しようとするときは、甲にあらかじめ協議のうえ、広告の内容を変更しようとする月の掲出開始日から起算して10日前までに、

広告を提出しなければならない。

(契約の解除等)

第13条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲出期間中であっても乙への催告等を行わずに契約を解除し、又は広告の掲出を一時中止することができる。

(1) 指定する期日までに掲出する広告の提出がないとき。

(2) 乙が甲の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。

(3) 乙が社会的信用を損なうような不祥事を起こしたとき。

(4) 乙の倒産、破産等により広告を掲出する必要がなくなったとき。

(5) 乙が書面により掲出の取下げを申し出たとき。

(6) 乙が指定する期日までに広告掲出料を納入しなかったとき。

(7) 乙が第4条第2項の規定による修正等の求めに応じないとき。

(8) 乙又は広告の内容等が第3条又は第4条第1項に抵触する事実が判明したとき。

(9) 甲の業務上やむを得ない事由が生じたとき。

2 甲は、前項の規定による契約の解除又は広告掲出の一時停止（以下「契約の解除等」という。）をしたときは、乙に対し、理由を付してその旨を通知するものとする。

3 甲は、契約の解除等により乙が損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わない。

(乙による契約の解除の申出)

第14条 乙は、自己の都合により契約を解除しようとするときは、書面により甲に申し出なければならない。

2 甲は、前項の規定による申出があったときは、直ちに、掲出した広告を撤去し、この契約を解除するものとする。

(広告掲出料の返還)

第15条 既に納付した広告掲出料は、返還しない。ただし、乙の責めに帰さない事由により広告を掲出しなかったときは、その全部又は一部を返還することができる。

2 返還する広告掲出料については、掲出しなかった日数に応じて日割計算により算出し、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 返還する広告掲出料には、利子を付さない。

(損害賠償等)

第16条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(広告主の責務)

第17条 乙は、広告の内容等掲出された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 乙は、第三者から広告に関連して苦情の申立て、損害賠償の請求等がなされた場合は、乙の責任及び負担において解決しなければならない。

(契約の費用)

第18条 この契約の締結及び履行に関して必要な費用は、全て乙の負担とする。

(疑義等の決定)

第19条 この契約に関して疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

(裁判管轄)

第20条 この契約に関する訴の管轄は、広告の掲出場所の所在地を管轄区域とする岐阜地方裁判所とする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ1通を保管する。

〇〇 年 月 日

甲 揖斐郡揖斐川町上南方 1 - 1
岐阜県揖斐県事務所長

印

乙

印

特記仕様書

1 妨害又は不当介入に対する通報義務

乙は、契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察に通報をしなければならない。なお、通報がない場合は、入札参加資格を停止することがある。

2 乙は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に債務を履行できないときは、甲に履行期間の延長を請求することができる。

